

(案)
～ 新型コロナウイルス感染症 ～
5 類移行に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へと移行することに伴い、和歌山県の新型コロナウイルス感染症への対応や方針を示してきました「県民の皆様へのお願い」も5月7日をもって終了します。ご協力ありがとうございました。

今後は、感染予防対策は個々の判断となりますので、引き続き状況に応じて対策いただきますようお願いいたします。

5月8日からはコチラをご参考ください

これから感染予防対策は必要？

これまで求めていた「三密の回避」「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」といった感染予防対策は、すでに緩和されているマスクの着脱と同様、個人で判断することとなり、一律の要請はなくなりました。

※これらの対策は感染防止対策としては有効です。例えば、マスクの着用は、医療機関受診時や高齢者施設訪問時は効果的とされています。また、事業者が感染対策上または事業上の理由で利用者・従業員にマスクの着用を求めることは許容されることとなっていますので、状況に応じて感染防止対策を行ってください。

国WEBサイト
感染拡大防止
に向けた取組



コロナ感染の疑いがある場合、どこで受診できる？

今までは、県が指定する発熱外来等の一部の医療機関でのみの対応となりましたが、5月8日以降は対応医療機関を段階的に拡大していきます。将来的には季節性インフルエンザ等と同じようにどの医療機関でも診療できるようになる予定です。

受診可能な医療機関は、県WEBサイトで掲載（随時更新）しています。

県WEBサイト
医療機関関連



PCR検査・抗原検査を受検したい時は？

無症状で感染不安のため検査をしたい場合は、病院や衛生検査所で自費で検査いただくか、抗原検査キットを薬局等で自分で購入し、検査していただくこととなります。

症状がある場合は、かかりつけ医等の医療機関にご相談してください。

※県の無料検査事業や検査キットの送付事業は、3月末をもって終了しています。

ワクチン接種はどのようになる？

今後は計画的に接種を進めることとなり、5～8月は高齢者(65歳以上)、基礎疾患を有する者(5～64歳)、医療従事者・介護従事者等が、9～12月は5歳以上すべての方が対象となっています。

当面、ワクチンに係る費用は公費負担となり、自己負担はありません。対象者にはお住まいの市町村から接種券が配布されますので、お手元に届きましたら、ご検討をお願いします。

※高齢者や基礎疾患のある方は、春と秋に1回ずつの接種を推奨しています。

県WEBサイト
ワクチン接種



第三者認証制度・業種別ガイドラインはどうなる？

「第三者認証制度」や「業種別ガイドライン」は5月7日をもって終了します。今後は各店舗や事業所において、個々の判断で感染防止策を行っていただくこととなります。

引き続き、手引き等が示される業種もありますので、各業界の団体へご確認ください。

イベントや催しの定員制限は必要？

収容定員の制限は5月7日をもって撤廃され、チェックリストの作成・公表は不要となります。

5月8日からは、感染防止策は、実施事業者の判断のもと行っていただくこととなりますので、イベントの内容や参加者の状況を踏まえ、検討してください。